

日高村 子ども読書活動推進計画

平成21年7月
日高村教育委員会

はじめに

日高村では、村民の読書環境を整備するため、村立図書館「コスモス文庫」を平成11年に開館しました。

「コスモス文庫」は開館以来、住民交流の場、子どもの居場所、学習支援ボランティアの拠点として、地道な取組を続け、年々取組の内容も充実しております。しかしながら、施設は、旧保育園跡を活用したものであり、老朽化が進み、施設としての対応年数は、今後決して長くは考えられない状況にあります。

そうした中、村立図書館の運営を側面から支援している団体である「日高読もう会」が、新しい図書館の建設を目指す取組を地域を巻き込んで行っております。そして、昨年「日高村立図書館の新館建設に関する請願」が村の議会において、全会一致で採択されました。こうした地域住民が主体となった読書環境推進活動も高まってきております。

また、本年度当初予算において、各学校図書館の蔵書数を3年間で学校図書館図書標準に定められた蔵書数にするための図書購入費が予算化されました。これにより、課題であった各校の読書環境の整備が一举に進むこととなりました。

こうした村の読書活動に対する機運が高まってきた時期に、「日高村子ども読書活動推進計画」が策定されたことは、策定の趣旨である、これからの子どもの読書活動の推進に関する施策の方向や具体的な取組を進めていく上で、大変意義深いことだと思えます。

この計画は行政だけで推進するものではありません。家庭・地域・保育・学校と連携し、地域ぐるみで、自ら進んで読書をする子どもを育てるための、読書環境の整備・充実に取り組んでいきたいと思っております。

最後に、計画策定にあたりまして、貴重なご意見、ご協力をいただきました、「日高村子ども読書活動推進計画策定委員会委員」のみなさまに、厚く感謝と御礼を申し上げます。

平成21年7月

日高村教育委員会

教育長 金子 真也

目 次

第1章 基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	読書活動の現状と課題	1
3	基本目標	1
4	計画の連携図	2
5	計画の期間	2

第2章 子どもの読書活動推進のための取組

1	家庭における子どもの読書活動の推進	3
2	地域（ボランティア団体）における子どもの読書活動の推進	4
3	保育園における子どもの読書活動の推進	5
4	学校における子どもの読書活動の推進	6
5	図書館における子どもの読書活動の推進	7

参考資料

小・中学校対象読書アンケート	8
日高村子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	1 1
日高村子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	1 2
子どもの読書活動の推進に関する法律	1 3

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」と子どもの読書活動の推進に関する法律の基本理念に謳われ、社会全体でその推進を図っていくことは、極めて重要です。

今日、テレビ・ビデオ・インターネット・携帯電話等の様々な情報メディアの発達・普及や、子どもの生活環境の変化により、子どもの「読書離れ」「活字離れ」が指摘されています。そのためにも、本の持つ力を最大限に生かした読書活動を押し進めていく必要があります。

このような状況をふまえ、国は平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。

そして、平成14年8月にはこの法律に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、県は平成18年11月に「高知県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

本村においても、国・県の方針に基づき「日高村子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や具体的な取組を進めます。

2 読書活動の現状と課題

本村では、子どもの読書活動推進の取組は年々盛んになってきており、特に読書に関わるボランティア団体（読み聞かせ・図書館支援）の活動が活発で、子どもが読書に親しむための様々な機会を提供しています。また、小中学校においては、すべての学校で、始業前に読書の時間を位置づけています。

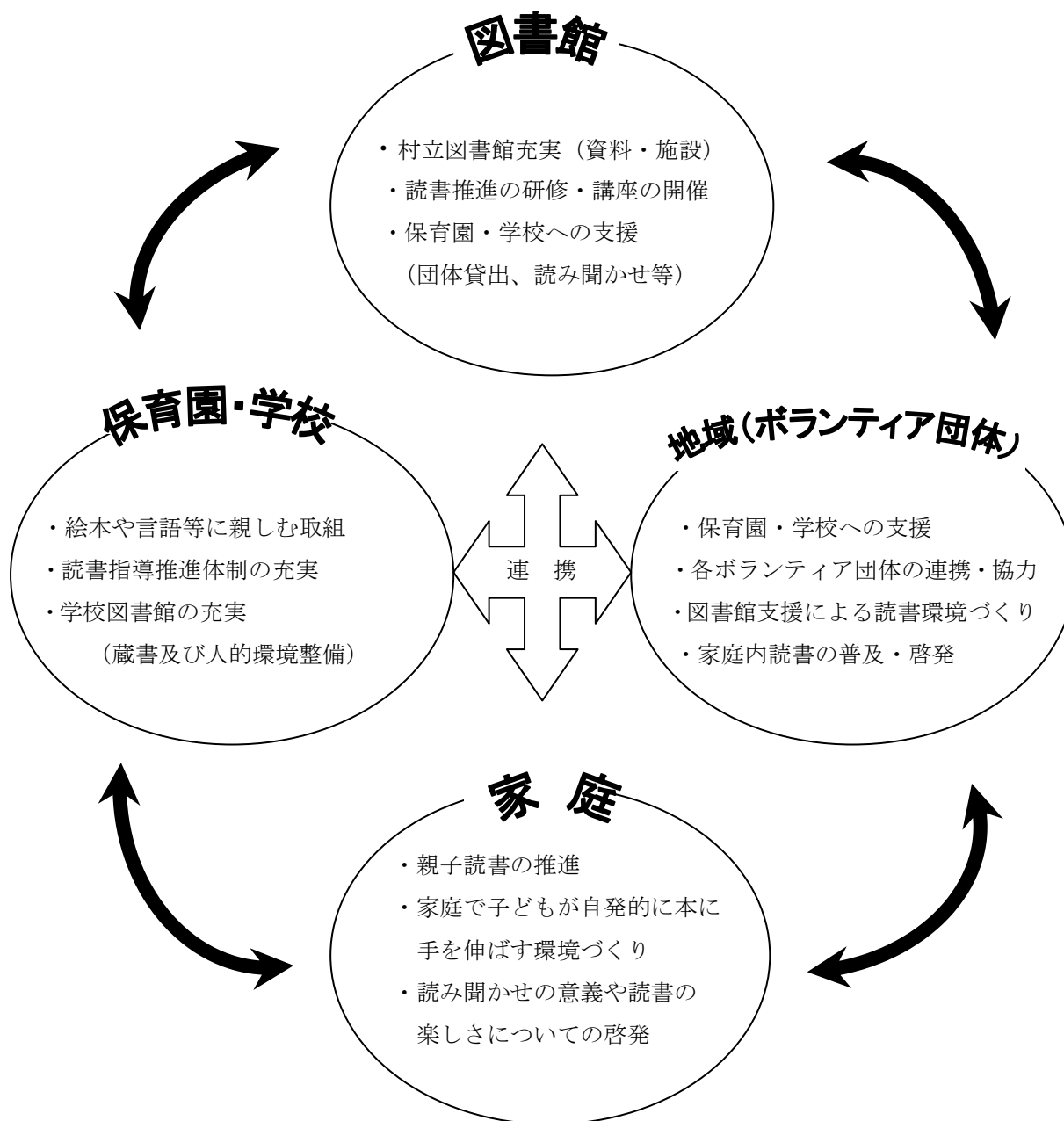
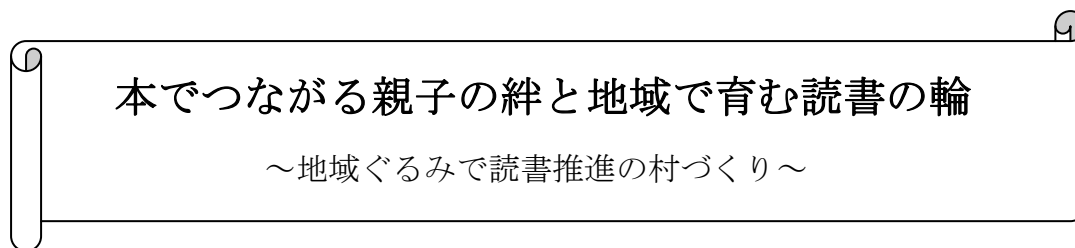
しかし、学校図書館の蔵書は十分とはいえず、村立図書館も老朽化のため安全面に問題があり、蔵書は増えていますが、その蔵書を十分に活用できるスペースを確保できていないのが現状です。

子どもの読書活動を進めていくためには、家庭や学校・図書館・ボランティア団体の連携体制を整えていくことや、環境整備が求められています。

3 基本目標

- (1) 自ら進んで読書する子どもを育てます。
- (2) 家庭・地域・保育・学校と連携し、子どもの読書環境の整備・充実を推進します。
- (3) 村立図書館と学校図書館の充実を図り、連携を図ります。
- (4) 子どもの読書活動に対する理解と関心を深めるため、啓発・広報の推進を図ります。

4 計画の連携図



5 計画の期間

平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

第2章 子どもの読書活動推進のための取組

1 家庭における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

乳児において、「絵本を見ようとしなさい」「うちの子にはまだ早いかも…」という声も聞きますが、子どもが興味をひく本を選び、繰り返し見せることが大事だということを伝えていく必要があります。

保育園児については、保育園で借りた本を毎週持ち帰り、家庭で読み聞かせをする取組が行われていますが、忙しい親も多く、子どもと接する時間が少ないのが現状です。絵本を読むことは親子のひとつのスキンシップであることを理解してもらうことが重要です。

小学校低学年においては、まだ活字そのものを追い、本の内容を十分に理解できないため、読み聞かせが必要であるという認識が薄く、字が読めるようになるとすぐにひとり読書に移行しがちです。また、成長するにつれ、インターネットやゲームなどに興味や関心が変わってきて、読書に費やす時間は減少し、アンケート調査でも学年が上がるにつれ本を読まない傾向が高くなっています。

【具体的な取組】

- 行政・保育園・学校・PTA・子ども支援ボランティア等と連携しながら保護者・親子で参加できる読み聞かせ等の研修会や講座の実施を推進し、読み聞かせの意義や読書の楽しさについて啓発・理解を図ります。
- 親子読書の楽しさを伝えるため、子ども支援ボランティアの活動を積極的に支援します。そのために、家庭教育サポーターやボランティアの募集・拡大・育成を図ります。
- 乳幼児や小学生のいる家庭には、保育園・学校・子育て支援センター（ブックスタート事業）等を通じて「人に本を読んでもらう大切さ」等を伝え、家庭で「本とふれあう環境づくり」を促し、親子読書の推進を図ります。
- 小・中学生のいる家庭には、参観日やPTA活動を通じて、保護者が本と親しむ機会を作るとともに、家庭で子どもが自発的に本に手を伸ばす環境づくりに向けて働きかけます。
- 読書の意義や重要性、楽しさ等を伝えるために、発達段階に応じた推進図書リストを作成・配布し、子どもの読書の芽を育てるとともに、家庭への啓発を行います。

2 地域（ボランティア団体）における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

本村では、読書にかかわるボランティア団体（読み聞かせ・図書館運営支援）の活動が活発で、図書館での定期的な読み聞かせや紙芝居、保育園や小・中学校での読み聞かせ、また地域行事の中で朗読劇等を発表し、子どもが読書に親しむための様々な機会を提供しています。また、ボランティア団体による図書館運営支援では、読み聞かせの講演会や実践講座の開催、環境整備等を通じて、子どもと大人のためのよりよい読書環境づくりを進めています。しかし、現在ボランティア団体が行っている図書館での読み聞かせの会や読書推進講演会は参加者が少なく、さらなる周知と村民のニーズのすい上げが必要となっています。

【具体的な取組】

- 学校と連携して読み聞かせ活動を実施し、読書活動を推進できるように支援します。
- 図書館と連携して「読み聞かせの会」を実施し、読書の楽しさを知るきっかけをつくることができるように支援します。
- 読み聞かせを実施する場合の本の選び方、読み手の心がけ等を学ぶ講座を開催します。
- 各ボランティア団体の連携・協力を図り、取組についての情報の収集や提供に努めます。
- 地域の歴史、伝承などの情報を共有する場を設け、そこで語られた内容や提示された資料をまとめ、図書館の資料としても子どもたちに活用されるように努めます。
- 子どもたちが、地域の民話について現地学習・取材をし、地元の言葉で地元の民話を語り発表することによって、大人も地域の歴史や伝承を再認識することができるように活動を支援します。

3 保育園における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

子どもにとって絵本とは楽しむものであり心を満足させてくれるものです。

生涯にわたって本に親しみ、人が人らしく生き、社会の一員として周りの人とうまくかかわりを持って暮らしていくための大事な素地づくりの時期でもあります。絵本の持つ力を最大限に生かした読書活動を推し進めていく必要があります。保育園では日常保育の中で年齢に応じて絵本の読み聞かせを毎日行っています。

乳児にとっては、絵本はまだおもちゃの一つであり、見たり、触ったり、口に持って行ったりしますが、それを保育者に読んでもらうことにより喜びや安心感を持つことができるようになります。

幼児期になると、絵本に対してさらに関心が広がり、お話を楽しんだり、想像したり、また、友だち同士で一緒に見たりと、一冊の本を共有していろいろな遊びが広がり、お話の世界にどっぷりつかって楽しむようになります。そして、発達とともに言葉の数が増え表現が豊かになっていきます。

子どもたちの手の届くところにいつも絵本があり、自由に取り出して見ることができる環境づくりが必要であり、子どもの動線を考えたり本棚やテーブルの配置、静かな場所の確保などに気をつけ工夫することが大切です。また、家庭への貸し出しを実施し、親子読書の習慣づけを行っていますが、地域の人や図書館員、ボランティア等と連携協力してさまざまな文化活動にふれる機会を図っていきたいと思います。

【具体的な取組】

- 絵本の読み聞かせを行い、子どもたちが絵本や物語に興味を持ち親しむ機会を多く作り、お話の展開の面白さや楽しさを知らせ、喜びを共有していきます。
- 子ども自らが好きな本をとって親しみ、落ち着いて見ることができる絵本コーナーを作ります。
- 生活や季節、子どもの発達や興味、関心に応じた絵本や知識絵本も整備し、いろいろな発達を促します。
- 保育計画や指導計画の中に、絵本や言語等に親しむ活動を位置づけ、計画的に取り組んでいきます。
- 保育者がいろいろな絵本に親しみ読書の楽しさを知ることが大切で、読書活動の重要性や読み聞かせについての研修等の充実を図ります。
- 保護者に対しては、子どもと一緒に絵本を読むことの楽しさや意義を話し、絵本の貸し出しを充実し、懇談会や講演会等で読書活動の重要性を伝えていきます。

4 学校における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

村内小中学校においては、読書推進活動の普及により、すべての学校で始業前に読書の時間を位置づけています。また、外部からの講師、ボランティアによる読み聞かせやストーリーテリングの導入もあり、子どもたちが本を読んだり、読書の楽しさに触れたりする機会があります。しかし、学校図書館の蔵書は、十分とは言えず、子どもたちが読みたい本、読ませたい本が整っていない現状があります。また、教材に関わる関連図書も少なく、司書教諭の配置等の人的な環境整備も急がれます。

【具体的な取組】

- 教職員の共通理解のもと、全校で読書指導推進体制の充実を目指すよう働きかけます。（全校一斉の読書時間の確保、読書指導計画等の作成）
- 学校図書館の利用を中心とした学習活動や読書指導の推進体制が充実するよう働きかけます。
- 学校図書館の蔵書の充実とともに、司書教諭等の人的環境整備の充実を目指します。
- 村立図書館との連携を強化し、学校図書館の運営及び環境整備の充実を目指します。
- ボランティアの導入により、地域の人材との連携を強化し、地域ぐるみで学校図書館を中心とした子どもの読書環境充実を目指します。

(参考資料)

学校名	蔵書数	標準冊数	達成状況
日下小学校	6, 307	6, 520	96.7%
能津小学校	2, 536	4, 040	62.8%
日高中学校	3, 224	6, 720	47.9%
加茂小学校	6, 471	6, 040	107.1%
加茂中学校	4, 408	5, 440	81.0%
合計	22, 946	28, 760	79.8%

(平成21年1月調査)

5 図書館における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

子どもにとって地域の図書館は、多くの図書の中から自分の読みたい本、興味のある本を自由に選び、読書に親しむことのできる場所です。そこには、本の紹介のできる専門の司書がいて、子どもや保護者にとっての読書相談の窓口になっています。また、読書にかかわるボランティア団体にとっては、本の読み聞かせなどの知識や技術を習得するための欠かせない拠点となっています。

本村の図書館は、平成11年に地域教育推進協議会の提言等を受け、旧日下保育園舎を改築し開館しました。しかし、老朽化のため安全面に問題があり、蔵書は増えていますが、その蔵書を十分活用できるだけのスペースを確保できていないのが現状です。

現在、図書館では、ボランティア団体の協力を得て、毎月2回の読み聞かせの会や、読書推進の講演会・読み聞かせの実践講座を開催しています。また、学校図書館の充実のために村内各小学校への団体貸し出しを実施しています。毎月発行される広報ひだかには「コスモス文庫通信」を掲載し、おはなし会の予定等を載せ、ホームページ上で新刊案内やその他の情報を提供しています。

平成18年に児童を対象に実施したアンケート調査の結果から、図書館と図書資料が十分に有効活用されていない現状が明らかになっています。アンケート調査後にそれらの課題に取り組んでいますが、今後もさらに効果的な取組を模索していく必要があります。

【具体的な取組】

- 学校の読書環境の充実のため、図書の団体貸し出しを促進します。
- 定期的に蔵書を整理し、すべての本が子どもたちに十分に利用してもらえるよう努めます。
- 館内の展示・案内を常に工夫し、一冊一冊の本の魅力を効果的に伝えられるよう図ります。
- カウンターでの利用時のやり取りを通じて、子どもたちのニーズを知り、関心に見合った本を紹介することで、読みたい本に出会えるよう努めます。
- 本を読むことの少ない子どもに対し、本に親しむきっかけづくりとして、スタンプラリー等のイベントを企画・実施します。
- 図書館職員を対象とした研修・講座に参加し、子どもの読書活動支援のためのサービスの向上に努めます。

日高村子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法第154号）第9条の規定に基づき、日高村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「読書活動推進計画」という。）を策定するに当たり、村民の意見を反映するため、日高村子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 読書活動推進計画の策定を行うこと。
- (2) 子ども読書の振興策について検討を行うこと。
- (3) その他読書活動推進に関することを行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、教育委員会が委嘱する委員と事務局をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議をひらくことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員の任期)

第6条 委員会は、設置の日から平成22年3月31日まで置くものとする。

(事務局)

第7条 事務局は、教育委員会事務局に置く。

日高村子ども読書活動推進計画策定委員会委員

氏 名	所 属 等
佐野 廣光	日高読もう会
目代 雄一	日下小学校長
鎮西 早苗	図書館協議会委員
戸梶 真由美	家庭教育サポーター「パラソル」
藤崎 和美	読み聞かせボランティア「ぷち☆とまと」代表
箭野 義夫 (園山 幹雄)	日高中学校教頭
山中 和子	日高村立図書館司書

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一. 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二. 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三. 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の設備充実に努めること。
- 四. 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五. 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六. 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

策定にあたって

乳幼児期に、家庭での子守歌や語りかけにより、子どもは耳から言葉を習得します。そして、日々の絵本の読み聞かせや読書により、感性が豊かになり、思考力や想像力も発達してきます。また、経験の少ない子どもにとって、本を通して登場人物の気持ちになったり、その世界を疑似体験できるというよさもあります。それに、本は言葉や情緒を育むだけでなく、親子の心をつなぐ一つの手段でもあります。声と身体が触れ合うことにより、子どもの心は満たされ親の愛情を強く感じ、信頼関係も生まれてきます。

子ども時代に「本を通じて」たくさんの人々から愛情をもらい、心満たされる幸せな時をその人と共有し、時を過ごすことにより、豊かな感性や情緒が育てられ、大きな生きる力となるはずです。

「今の子はなかなか本を読まない」ではなく、「どの子もきっと本好きになる」「本を読む子は必ず伸びる」と信じ、子どもの読書環境を整え、「読書」を大切にするため、「日高村子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

今後は、この計画を指針として、保育園・学校・家庭・地域・図書館等互いに連携・協力して積極的な読書活動が行われて、次代を担う子どもたちが読書に親しみ、読書のすばらしさを感じ、心豊かで健やかに成長することを願っております。

平成21年7月

日高村子ども読書活動推進計画策定委員会
委員長 佐野 廣光

日高村子ども読書活動推進計画

平成21年7月

編集・発行 日高村教育委員会
〒781-2194 高知県高岡郡日高村本郷 61-1
TEL : 0889-24-5115 FAX : 0889-20-1572
E-mail : hidaka-v@kochinet.ed.jp